

納期までに納めてください。

(裏面をご覧ください)

市町村コード	納付場所
402109	福岡銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行 筑後信用金庫、西日本シティ銀行 九州労働金庫、福岡八女農業協同組合 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)
福岡県	法人市民税領収証書 ㊦
八女市	

口座番号	加入者名
01730-2-960330	八女市会計管理者
所在地及び法人名	

SEQ	科目	法人コード
:	:	:
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計算期間	元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで	申告区分
きりとり	:	:

法人税割額	01	:
均等割額	02	:
延滞金	03	:
督促手数料	04	:
合計額	05	:

納期限	領収日付印
上記のとおり領収しました。(納入者保管)	

市町村コード	納付場所
402109	福岡銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行 筑後信用金庫、西日本シティ銀行 九州労働金庫、福岡八女農業協同組合 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)
福岡県	法人市民税納付書 ㊦
八女市	

口座番号	加入者名
01730-2-960330	八女市会計管理者
所在地及び法人名	

SEQ	科目	法人コード
:	:	:
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計算期間	元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで	申告区分
きりとり	:	:

法人税割額	01	:
均等割額	02	:
延滞金	03	:
督促手数料	04	:
合計額	05	:

納期限	領収日付印
上記のとおり納付します。(金融機関保管)	

市町村コード	納付場所
402109	福岡銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行 筑後信用金庫、西日本シティ銀行 九州労働金庫、福岡八女農業協同組合 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)
福岡県	法人市民税納付済通知書 ㊦
八女市	

口座番号	加入者名
01730-2-960330	八女市会計管理者
所在地及び法人名	

SEQ	科目	法人コード
:	:	:
事業年度若しくは 連結事業年度又は 計算期間	元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで	申告区分
きりとり	:	:

法人税割額	01	:
均等割額	02	:
延滞金	03	:
督促手数料	04	:
合計額	05	:

納期限	領収日付印
取りまとめ店 福岡銀行八女支店 〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター	
上記のとおり通知します。(八女市保管)	

きりとり

きりとり

きりとり

きりとり

この納付書について

1. 申告区分及び納入金額は必ず記入してください。

2. 標準字体

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3. 事業年度の書き方
(例) 平成22年4月1日

元号(※)	年	月	日
4	2	2	0
4	0	1	

※元号 1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和

4. 申告区分は次のとおりです。

申告区分	コード	申告区分	コード	申告区分	コード
予定申告	10	確定申告	50	清算確定	80
中間申告	30	清算予納申告	60	均等割申告	90
退職年金確定	40	残余財産予納	70	見込納付	00
合併確定申告	11				

5. 納付される場合は、この納付書の下部「この納付書について」を切り離して、納付場所へ提出してください。

6. 問合せ先
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
八女市役所 税務課 市民税係
TEL 0943-23-1113 (直通)

◎納期限までに税金を納付されない場合（修正申告により不足税額を納付される場合を含む）は、中間・確定等の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ（税額に1,000円未満の端数があるとき、または、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）年14.6%（次に掲げる期間については年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年7.3%の割合にあつては当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とする。）を乗じて計算した延滞税がかかります。

① 中間・確定申告等の場合

期限内申告…納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

期限後申告…納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間またはその翌日から1月を経過する日までの期間

② 修正申告の場合

中間・確定等納期限の翌日から修正申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）までの期間またはその翌日から1月を経過する日までの期間

(注) 中間・確定等の申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）の翌日から1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合は、1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）までの期間は延滞金の計算期間から除きます。